

高梁市職員森宏之のくも膜下出血死事件の公正判決を求める署名のお願い

原告 森 貴美

1 事案の概要

被災者 森宏之（享年 40 歳）は、高梁市教育委員会で、ただ 1 人の文化財保護主事として、そして文化係長として、岡山県内でも文化財の多い高梁市の文化財保護業務を一手に担っていた。高梁市は、日本一高い所に天守閣が現存する国指定重要文化財「備中松山城」や小堀遠州作で有名な名勝「頼久寺庭園」、天然記念物ニホンザル等の文化財に恵まれている。特に高梁市のシンボリックな備中松山城の保存、復元等の徹底された整備の取組は、全国的にも高く評価されている。

森宏之は、2004 年 7 月 8 日午前 9 時過ぎに、職場にて脳動脈瘤破裂によるくも膜下出血を発症し、1 週間後に死亡。被災当時には、8 月、9 月と予定されていた全国規模の研究会の開催準備、降雨による文化財の毀損対応、専門委員間のトラブル対応、期限を定められているにも関わらず大幅な遅れが生じていた市史編纂業務、そして文化庁からの指導により岡山県では初の取組となった備中松山城の石垣悉皆調査結果をまとめた 440 頁にも及ぶ石垣総合調査報告書作成等の業務に追われ、連日のサービス残業、自宅持ち帰り残業を余儀なくされていた。優れない

体調を押して、石垣総合調査報告書をやっと完成にこぎつけた日の朝、くも膜下出血を発症した。「最終分」と書かれた石垣総合調査報告書作成ファイルのパソコン最終更新時間は、倒れた日の「午前 3 時 46 分」であった。

経過

2004 年 12 月	地方公務員災害補償基金岡山県支部長へ公務災害認定請求
2006 年 11 月	「公務外」と認定、その後の審査請求・再審査請求いずれも「棄却」
2008 年 9 月	岡山地方裁判所に取消訴訟提起

2 争点

- ・ 自宅持ち帰り、サービス残業を業務と評価するか
- ・ 専門職としての研究業務等を評価するか

3 被告（地方公務員災害補償基金）の問題点等

地方公務員災害補償基金は、認定審査段階において「公務外」の結果ありきの形式的な一部の資料収集しかせず、その上、遺族や職員からの聞き取り調査も行わず、職場から提出された記録に残っていた時間外労働数だけをもって「公務外」との結果を導きだしている。基金は「地方公務員等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与すること」を法の目的とし、本来は可能な限り周到な調査を経てさらに審査には公正を期すべきはずの組織であるにも関わらず、自ら下した「公務外」という結果を死守するためには、理不尽で非常識な主張を繰り返し、法の目的すら見失った組織となっているのが実態である。

1) サービス残業の実態については、調査も実施せず否定

申請当時、任命権者より提出された職務状況等の記録には、時間外労働数としての記載が無い就業時間外の勤務の実態が書かれてあった。しかし、基金はこのことについては踏み込んだ分析や調査を行わず、裁判になって初めて「宏之の担当業務ではなく出席していないこともあり得る。時間外労働数に算定する根拠に乏しい。」と、任命権者によって書かれた資料を再確認することもなく、「必要性、緊急性および成果物が具体的に全て立証されなければならない。」と主張。これらの一部については、職場からの情報開示によって提訴後初めて会議議事録等の存在が明らかになり、任命権者等指揮命令者同席の業務であったことが判明、組織的にサービス残業が恒常化していたことがうかがえた。

2) ずさんな時間外労働数の認定

提訴後、たくさんの労働実態を反映する資料が職場から出てきたことにより、基金において認定された死亡直前 1 ヶ月間の時間外労働数の「38 時間」は、「155 時間」にまで明らかになり、直近半年間についても月平均「100 時間」を超えることが明らかになった。職場の全面的な協力による情報開示により、当時使用していたパソコンやMOディスク等のファイルの最終更新日時等の記録開示を受けた。これらの記

録によって毎日のようにサービス残業を行っていた実態が判明したが、基金は「使用者の命令がない。自己の裁量で任意に行った自主的残業は時間外勤務に該当しない。任意のペースで職務に集中、専念することなく、要するにダラダラと職務を行うこともある。公私のけじめに欠ける。」などと死人を愚弄するかのよう主張を繰り返し、サービス残業の実態については、パソコン等の記録が残っているにも関わらず、「根拠に乏しく承認時間外勤務以外に追加承認できる時間外勤務はない。」としている。

3) 死亡直近半年間のトラブル等についての調査も実施せず

冒頭の概要の中でも触れたが、直近半年間に通常業務と平行し精神的にも肉体的にも過重労働を強いられる事実が重なっていた。これらの事実も提訴後、職場からの開示資料によって明らかになったものばかりである。申請当時には、この事実すら調査されることなく認定がなされていた。これらの事実についても「宏之の通常業務であり負担はない。」と基金は主張し、重複的に同時並行的に起こったトラブル等が、一人でこなせる正当な業務量かどうかの評価視点は全く見られない。また、備中松山城石垣調査報告書については、作成期日の平成16年3月31日を大幅に超過し、他に変われる者が居ない切羽詰った状況であったにも関わらず、遅れている報告書の存在を直属の上司が把握していなかったとして、上司が期限を定めて命令していたわけでもなく、必要性、緊急性も無く「報告書の評価を高めたいという個人的感情で、その時にたまたま筆が進み、勢いがついたために、自発的に深夜まで作業したに過ぎない。」と自宅作業の存在すら全否定している。

4) 提訴後、初めて職場調査の実施

訴状および原告の準備書面の内容の真偽が基金だけでは判断ができず、高梁市教育委員会に対し、提訴後初めて「地方公務員災害補償法第1条および第60条に基づき、原告の訴状、準備書面の記述内容の確認又は関連資料の提出を依頼する。」として、当時の職員を集めて、訴状等に沿って聞き取り調査を実施し、今になって資料収集も行っている。そのうえ、これらの調査によって収集された勤務実態を示す資料や情報は、基金が反論し易い部分だけを一部抜粋し、裁判証拠として提出し、主張を繰り返している。これは、労働実態を明らかにする調査ではなく、反論するためだけに、法をちらつかせ公的な力を行使した行為であると云わざるを得ない。

以上4点の共通点は、職員の記憶が鮮明で資料確認が容易な申請直後に十分な調査・分析が行われていないことである。基金は、業務の過重性の総合評価として、準備書面の中で「可能な限り、就労態様に関する客観的な資料・情報を収集し、その上でこれらの証拠に基づいて評価すべき」と自ら主張している。しかし、提訴後初めて明らかになった労働実態を反映するパソコンデータ等は、申請当時より存在していた「客観的な資料・情報」であったはずである。これは明らかに、不作為以外の何ものでもないと思う。

4 現在の取り組み

現在、裁判所への公平な判決を求める要請はがき行動に取り組んでいます。公平で正当な評価を望む多くの声を具体的な形にして裁判官に届けることが不可欠です。何卒、心中お察しいただき、皆様の声を要請はがきのメッセージ欄に御記入いただき、御支援、御協力を賜りますようお願いいたします。

記載例) ○故人の功績に対して、敬意を持ってご対応いただきますようお願いいたします。

○まじめに一生懸命働き命を奪われた森さんに対して、公平な判断がされること望みます。

○専門性の追求と仕事の期限に追われていたのです。労働状況からして、自宅持ち帰り残業も労働時間であり、公務災害といえると思います。

○「公務外」とすることは森さんのこれまでの功績を無かったものにするということです。森さんの功績に対して正当な評価を望みます。

5 署名の送付先・連絡先

森宏之公務災害訴訟支援の会 〒716-0036 岡山県高梁市松原通 2043、高梁市役所内

高梁市職員労働組合 TEL0866-22-5360